

保育園入園のご案内

保育園とは？

お父さん、お母さんが働いていたり、病気や介護をしていたりすることで昼間家庭で保育できないお子さんを、お父さん・お母さんに代わって保育する児童福祉施設です。

保育園に入園できるお子さんは？

おもに下記1～6の事情で、お父さん・お母さんのいずれもが保育できないお子さんです。ただし、65才未満の直系親族（祖父母等）が同居していて、保育が可能なきは保育園に入園できません。

また、65歳未満の直系親族が、同居はしていないけれども三浦市内にお住まいで、保育が可能なきは保育園に入園しにくくなります。

- 1 会社や自宅で常時仕事をしているとき。
- 2 お母さんが、出産の準備や出産後の休養が必要なとき（出産前後8週）。ただし、お父さんが仕事をしているなど保育できない場合に限られます。
- 3 病気で1ヶ月以上入院又は自宅療養（週1回以上通院）が必要なとき。
- 4 病人や障害者を常時介護しているとき。
- 5 自宅や近所の火災などの災害復旧にあたっているとき。
- 6 その他1から5に類する状態のとき。

（例）求職活動をしているとき。ただし、入園後2ヶ月以内に就職しないと退園となります。

入園の申し込み方法は？

1 4月（新年度）からの入園

11月7日（月）から12月16日（金）までの間、申込み用紙の配布及び受付を、市内保育園及び三浦市福祉事務所（子育て支援課）で行います。

2 年度途中からの入園

三浦市福祉事務所（子育て支援課）で用紙を受け取り、入所希望日の前月15日までに必要書類を揃え申込みをしてください。

お問い合わせ先

〒238-0298 三浦市城山町1-1
三浦市福祉事務所（子育て支援課）
電話 046-882-1111 内線 365

入園は、どのように決定するの？

- 1 保育園入園判定会を開催し、決定しています。
- 2 申込み者が多数で全員が入園できないときは、お仕事の状況やその他の世帯状況などを総合的に判断し、保育園に入園する要件の高い方から入園を決定します。
- 3 定員の関係などで入園できないときは、「保留」としてお待ちいただきます。その間に家庭状況等に変化のあった場合は、必ずご連絡ください。
- 4 入園の期間は申込みの理由によりますが、最長で小学校入学前までです。
- 5 保育できない理由は変わる可能性がありますので、入園決定後も必要に応じて確認させていただきます。入園期間中であっても保育園へ入園できない基準（要件）に該当しなくなった場合には、退園していただきます。

申込みに必要な書類は？

1 保育所入所申込書及び保育所入所申込補助票

※ 兄弟姉妹での申込みは、それぞれ1通必要です。

2 「保育できない」ことを証明する書類

※ お父さん・お母さんだけでなく、65才未満の同居の直系親族（祖父・母等）及び同居はしていないが三浦市内にお住まいの直系親族の、下記(1)～(6)の書類が必要となります。

- (1) 会社や自宅で雇用されて働いている方 ⇒ 就労証明書
- (2) 自営業の方 ⇒ 就労証明書を地区の民生委員さんから受けてください。
- (3) 母親の出産の場合 ⇒ 母子手帳
- (4) お父さん・お母さんが病気 ⇒ 診断書
- (5) 病人を介護しているとき ⇒ 病人の診断書・介護認定書の写し
- (6) 学校に在学中 ⇒ 在学証明書

※ 就労証明に関しては、兄弟姉妹での申し込みの際も各自1通必要です。